

2020年9月10日
画医工発総展第2021-2号

各 位

一般社団法人日本画像医療システム工業会
展 示 委 員 会

第61回日本核医学会学術総会並びに 第41回日本核医学技術学会総会学術大会 併設展示会実施要項

拝啓 貴社におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、この度は第61回日本核医学会学術総会並びに第41回日本核医学技術学会総会学術大会併設展示会に出展応募いただき、誠にありがとうございます。

当展示会は下記の日程で開催致しますが、展示実施要項を次の通り定めましたので、展示会の円滑な運営をはかり十分な成果をあげるため、出展社各位のご協力をお願い申し上げます。

・メインテーマ : 「好きです、核医学。」

・第61回日本核医学会学術総会

会 長 : 外山 宏 (藤田医科大学医学部放射線科)

会 期 : 2021年11月4日(木)～6日(土)

会 場 : 名古屋国際会議場

・第41回日本核医学技術学会総会学術大会

大会長 : 石黒 雅伸 (藤田医科大学病院放射線部)

会 期 : 2021年11月4日(木)～6日(土)

会 場 : 名古屋国際会議場

・併設展示会

会 期 : 2021年11月4日(木) **9:30 開会式** ～ 17:00

5日(金) 9:00 ～ 17:00

6日(土) 9:00 ～ **12:00**

開場時間 : 2021年11月4日 : 9時

5日、6日 : 8時30分(予定)

会 場 : 名古屋国際会議場
〒456-0036 名古屋市熱田区熱田西町 1 番 1 号
<https://www.nagoya-congress-center.jp/>

※注意事項：

本展示会では、「名古屋国際会議場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」、国が示す「催物の開催制限」を順守し開催致します。

「61 回日本核医学学術総会並びに第 41 回日本核医学技術学会学術大会併設展示会新型コロナウイルス (COVID-19) 感染拡大予防対策に於ける現場運用マニュアル」を後ほど準備します。<https://www.jira-net.or.jp/event/jsnm-2.html>

1. 展示会の構成

参加社数	27 社		
小 間 数	50 m ² 小間	50 m ² × 1 小間	50 m ²
	40 m ² 小間	40 m ² × 2 小間	80 m ²
	20 m ² 小間	20 m ² × 2 小間	40 m ²
	基礎 A 小間	6 m ² × 3 小間	18 m ²
	基礎 B 小間	4 m ² × 4 小間	16 m ²
	基礎 C 小間	3 m ² × 14 小間	42 m ²
	合 計		246 m ²

2. 会場使用時間

2021 年 11 月 2 日 (火)	9 時 ~ 17 時
11 月 3 日 (水)	9 時 ~ 17 時
11 月 4 日 (木)	9 時 ~ 17 時
11 月 5 日 (金)	8 時 30 分 ~ 17 時
11 月 6 日 (土)	8 時 30 分 ~ 17 時

上記時間以後の作業については、残業料を使用各社で 30 分毎に 36,000 円 (消費税込) を徴収させていただきます。

複数社の場合は按分でご負担いただきます。

最終日 11 月 6 日の残業および会場に入場は不可となります。

3. 搬入出

1) 搬入出時間割

搬 入	線引き、基礎工事	11 月 2 日 (火)	9 時 ~ 12 時
	スペース小間 装飾材、展示品	〃	12 時 ~ 16 時
	A/B/C 基礎装飾小間 装飾材、展示品	〃	13 時 ~ 16 時
	装飾材、展示品	11 月 3 日 (水)	9 時 ~ 16 時
搬 出	梱包材の搬入	11 月 6 日 (土)	12 時 ~ 13 時
	展示品	〃	13 時 ~ 16 時
	装飾材	〃	15 時 ~ 16 時

2) 搬入出方法

(1) 宅配便を使用する場合

宅配便による輸送物の受取りは、必ず現地に担当者が待機し受領して下さい

い。展示会場側、展示事務局とも代理受領はできません。

(2) 車での搬入出の場合

- ①会場は1階です。指定の搬入出口で積降し等を行なってください。
- ②搬入出車輛制限は4t車（高さ3.9m）までです。
- ③搬入出費用は出展社の負担です。
- ④搬入出車輛は定められた時間まで展示会場の搬入出口へ入場し、指示に従って搬入出して下さい。
- ⑤搬入出車輛は必ず『搬入出許可証』を貼付し、指定時間内に搬入出をして下さい。『搬入出許可証』のない車輛や指定時間外の車輛は入場できません。
- ⑥車両を使用される場合は、10月8日（金）迄に出展社専用WEBページ『搬入出申請』より、車両台数や希望時間の申請をして下さい。搬入出経路及び時間等は後日、出展社専用WEBページに掲載します。

4. 小間内装飾作業及び展示注意事項

1) 共通事項

- ①出展社の搬入出、設営要員、説明員はあらかじめ配布する「出展社バッジ」を着用して入場して下さい。「出展社バッジ」は小間サイズに応じた個数（1㎡につき1個）を配布します。不足の場合は別途10月8日（金）迄に出展社専用WEBページ『ネームカード申込』より、必要枚数をお申し込み下さい。
- ②会場の床荷重は、**5,000 kg/㎡**です。
（注意：基礎小間の一部で350kg/㎡の部分あり）
- ③会場の床面、壁、柱等を汚さないようご注意ください。万一、建物、什器備品を損傷した場合は、当該の会社のご負担で修復していただきます。
- ④装飾材のベニヤ板、布類、カーペット等は防災処理済の表示のないものは使用できません。
- ⑤小間内装飾で巾60cmを超える天井及び屋根は全面禁止とします。
- ⑥装飾作業は自社小間内で行い通路に材料を放置しないようにして下さい。
- ⑦装飾、展示品のため既設の避難誘導灯等がブラインドになる場合は展示事務局へご連絡下さい。
- ⑧小間からはみ出した装飾はできません。床面、側面、天井の規定ラインから出ないようにご注意ください。
- ⑨通路上に看板等の標示は禁止します。
- ⑩建物の床・壁・天井等を利用しての装飾や、発光（点滅）させる装飾はできません。
- ⑪医療法など各種法律で禁じられている事項に抵触する行為は禁止します。
- ⑫騒音や悪臭を出して人に迷惑を掛ける行為及び危険物（放射性物質を含む）の持込みや展示、放射線を発生させる実演は禁止します。
- ⑬マイクを使ったナレーションは禁止します。
- ⑭カメラやビデオでの他社ブースの無断撮影は禁止です。
- ⑮自己装飾を行う出展社は10月8日（金）迄に出展社専用WEBページ『装飾施工届』より小間装飾についての申請を行ってください。

2) スペース小間（50㎡、40㎡、20㎡）

- ①出展品、装飾物の高さは全て3.0m迄です。
- ②通路側の全面閉鎖はできません。（避難通路を必ず確保して下さい）
- ③他社と壁面が隣接する場合は、隣接小間と必ず話し合いし設置して下さい。

隣接壁の高低差がある場合は、壁の高い方のブースが隣接ブースと話し合い、適宜処理して下さい。

- ④小間内設置図面（平面、立面、鳥瞰図）各 2 部を 10 月 8 日（金）迄に出展社専用 WEB ページ『装飾施工届』よりアップロードしてください。

3) A/B/C 基礎装飾付小間（標準仕様）（添付仕様図参照）

- ①システムパネルを使用し、社名板、電気「1φ100v、2 ロコンセント（500w）1 個、LED 型蛍光灯」と袖壁、床面カーペットが付きます。
- ②装飾物の高さは全て 2.7m 迄です。
- ③間口、奥行の寸法は全て芯間寸法です。
- ④パネルには釘、鋸等を打つことができません。
- ⑤パネル壁面及びポールにはポスター、A1 サイズまでの軽量写真パネル等を両面テープで貼付いたり、カットニングシートを貼付けることはできますが、撤去時に必ず出展社側で原状回復を行って下さい。
- ⑥パネル壁面及びポールへのスポットライト等の取付けはクリップ式を使用して下さい。ビス、ネジ等による取付けはできません。
- ⑦パネル壁面及びパネル自体の加工、切断等はありません。
- ⑧パネル壁面及びポールの材質、強度上の問題で直接出展品、装飾物等のもたせかけはできません。また、支柱等を外すことはできません。
- ⑨今回は全小間角小間になりますので、二面開放となります。必要があれば袖壁一面を無料で設置しますのでメールでご連絡ください。
- ⑩2 小間以上の場合はパラペット補強のため小間の前面隅以外にも柱を建てます。（2 小間の場合は前面中央に 1 本設置）が、展示の邪魔になる場合はパラペットを外すこともできますので 10 月 8 日（金）迄に出展社専用 WEB ページ『装飾施工届』よりパラペットの撤去を申請してください。この場合はパラペットと共に社名カットニングシート、蛍光灯型 LED も取り付けません。会期直前の撤去申請や現場での撤去は作業員がいない場合、お受けできないことがあります。取り外し後の装飾については出展社にて施工して下さい。
- ⑪基礎装飾施工業者は次の通りです。

株式会社 工芸社
住所：〒162-0824 東京都新宿区揚場町 2-26 SK ビル 4F
電話：03-5801-0761（ダイヤルイン）
FAX：03-5801-0795
担当者：根岸 徹、浅山 満郎
E-mail：kakuigaku@kogeisha.co.jp
HP：www.kogeisha.co.jp

5. 電 気

- ①展示場の一般照明は既設天井灯を点灯します。
- ②展示実演及び小間内照明用に使用する電気は 10 月 8 日（金）迄に出展社専用 WEB ページ『電気供給申込』よりお申し込み下さい。
- ③各小間へは『電気供給関係申込書』により電気幹線工事（各小間の開閉器まで）を行います。この幹線工事費及び期間中（搬入出、展示期間）の電気使用料は出展社のご負担となります。

展示会終了後に申込量によりご請求致します。
- ④会場の既設電源設備容量で不足する場合は増設しますが、この費用についても前項同様に出席社にてご負担して戴きます。

- ⑤A/B/C 基礎装飾付小間には1小間につき1φ100V、2口コンセント(500w)を小間内の後部壁面左側、または右側に1社1ヶ所設置します。
- ⑥不要または取付け位置の変更、容量増設、コンセント増設、あるいは、1φ200Vまたは3φ200V使用の場合は、10月8日(金)迄に**出展社専用WEBページ『電気供給申込』**よりお申し込み下さい。供給電力は60Hz：1φ100V、1φ200V、3φ200Vの3種類です。
- ⑦電気送電開始日時及び停止日時

通電開始	11月2日(火)	15時(予定)
展示期間中	11月4日(木)	9時～17時00分
	11月5日(金)	8時30分～17時00分
	11月6日(土)	8時30分～12時10分

- ⑧通電開始前または送電停止後の据付および解体等で臨時電源の供給を必要とされる場合は、10月8日(金)迄に**出展社専用WEBページ『電気供給申込』**にて必要な日時、使用量の申請をお願い致します。
- ⑨電源事故、停電、電圧降下等の電源異常による展示品の損傷については補償致しませんので適宜保護対策を行って下さい。
- ⑩電気工事施工業者は次の通りです。

飯田電機工業(株) イベント事業本部
 住 所 〒136-0082 東京都江東区新木場 1-8-21
 電 話 03-3521-3522 FAX 03-3521-3524
 担当者 中村 郁之介
 E-mail : kaku2021@iidae.co.jp

6. 出展品

- ①薬機法未承認品の展示は原則として禁止されていますが、特に出展の希望があればP.7以降「別紙」を参照のうえ、10月8日(金)迄に**出展社専用WEBページ『薬機法未承認品の展示申請』**よりお申し込み下さい。但しカタログ、パンフレットの配布など、未承認品の宣伝行為は一切できません。
 (詳細は添付別紙を参照下さい)
- ②出展品を当工業会のホームページに掲載致しますので10月8日(金)迄に**出展社専用WEBページ『出品物リスト』**よりお申込みください。
- ③出展品梱包材の保管用にストックルームを用意します(基礎小間優先)。広くはありませんので、譲り合ってお使いください。なお、鍵はかかりませんので、貴重品は置けません。紛失・破損の責は負いかねます。

7. 備品の貸出(有料)

有料の会議机、椅子の貸出を希望される場合は10月8日(金)迄に**出展社専用WEBページ『オプション備品申込』**よりお申込みください。

レンタル料	長机 450×1800	1台	3,500円(税別)
	長机 600×1800	1台	3,500円(税別)
	折りたたみ椅子	1脚	600円(税別)
	長机用白布	1式	1,500円(税別)

※レンタル品の納品・請求は、直接(株)工芸社(4.3)⑬参照が行います。
 その他の備品は登録WEBのカタログをご参照ください。

8. 搬入出

- 1 搬入出車輛は指定の待機場所に待機しガードマンの指示に従って搬入出してください。
- 2 『搬入出許可証』を車輛のフロントに提示して下さい。
『搬入出許可証』は、後日 WEB からダウンロードしてください。
- 3 搬入出を終えた車輛は速やかに退出してください。（有料の駐車場あり）

10. 禁 煙

- ・作業中並びに展示期間中は、指定された場所以外は全て禁煙です。

11. 清 掃

- ・装飾作業、搬入出作業時の生じたゴミや残材は各社でお持ち帰り下さい。
- ・展示期間中に生じた少量のゴミは会場内の常設ゴミ箱に捨てて下さい。
- ・小間内の清掃は各出展社で行って下さい。
- ・会期前の会場内清掃は11月3日(水)15時から行いますのでご協力下さい。

12. その他注意事項

- ①各種作業の際には、各出展社で労働基準法、労働安全衛生法に基づく労務管理を行ってください。
- ②展示主催者、運営者は善良な管理者としての注意を払い、会場全般の管理保全にあたります。ただし、天災その他不可抗力による事故に対しては、その責を負いません。その場合、出展社は展示品の保護などにあたってください。
- ③出展社は、設営時、会期中、撤収時に、展示品、装飾構造物などに対して万全の管理を行い事故防止に注意をはらってください。また、展示品などの盗難・紛失、その他災害に備え、各社において保険をかけるなどの対策をお願いします。
- ④出展社の輸送、搬入、展示、搬出、保険費用など、出展にかかる経費は、すべて出展社の負担となります。
- ⑤展示主催者・運営者は、いかなる理由においても、出展社及びその雇用者・関係者が展示スペースを使用することによって生じた人及び物に対する傷害・損害などに対し、一切の責任を負いません。出展社は、その従業員・関係者・代理店・装飾会社・運送会社などの不注意などによって生じた展示会場内及びその周辺の建築物・設備にたいするすべての損害について、損害額の全額を賠償するものとします。
- ⑥放射性医薬品、危険物品（油類、火薬、劇薬等）、裸火（プロパンガス、ヒーター等）可燃性高圧ガスの持込み（含 装飾作業）及び展示は禁止します。
- ⑦展示期間中は自社の小間を留守にしないで下さい。やむを得ない場合は隣接小間に依頼するなど適切な対策をとって下さい。
- ⑧閉場退出時には展示品の養生、火元の確認、電源 OFF 等に注意下さい。特に PC の電源 OFF にご注意下さい。

13. 提出書類

書 類	様 式	提出日
装飾施工届	Web 上で記入	10月8日(金)
電気供給関係申込書	〃	〃

出展社バッジ申込書	〃	〃
搬入出車両台数届	〃	〃
オプション備品申込書	〃	〃
出品物リスト	〃	〃
未承認品出展申請書	〃	〃
スペース小間図面	平面、立面、鳥瞰図 各 2 部	〃

14. 展示会に関する問い合わせ並びに各書類提出先

一般社団法人日本画像医療システム工業会 展示事務局

住 所 〒112-0004 東京都文京区後楽 2-5-1

住友不動産飯田橋ファーストビル 1 階

電 話 03 - 3816 - 3450 Fax 03 - 3818 - 8920

担当者 大塚 正明、前川 弘己、馬場 朋子

E-Mail: 展示事務局 exhibit@jira-net.or.jp

**第 61 回日本核医学会学術総会並びに
第 41 回日本核医学技術学会総会学術大会併設展示会
実施要項タイムスケジュール抜粋**

開会式

2021 年 11 月 4 日 (木)	9 時 30 分 ~
---------------------	-------------------

展示時間

2020 年 11 月 4 日 (木)	開会式終了後 ~ 17 時 00 分
11 月 5 日 (金)	9 時 00 分 ~ 17 時 00 分
11 月 6 日 (土)	9 時 00 分 ~ 12 時 00 分

会場使用時間

2020 年 11 月 2 日 (火)	9 時 ~ 17 時
11 月 3 日 (水)	9 時 ~ 17 時
11 月 4 日 (木)	9 時 ~ 17 時
11 月 5 日 (金)	8 時 30 分 ~ 17 時
11 月 6 日 (土)	8 時 30 分 ~ 17 時

搬入出時間割

搬 入	線引き、基礎工事	11 月 2 日(火)	9 時 ~ 12 時
	スペース小間 装飾材、展示品	〃	12 時 ~ 16 時
	A/B/C 基礎装飾小間 装飾材、展示品	〃	12 時 ~ 16 時
	装飾材、展示品	11 月 3 日(水)	9 時 ~ 16 時
搬 出	梱包材の搬入	11 月 6 日(土)	12 時 ~ 13 時
	展示品	〃	13 時 ~ 16 時
	装飾材	〃	15 時 ~ 16 時

供給電源通電開始日時及び送電停止日時

通電開始	11 月 2 日 (火)	15 時(予定)
	11 月 11 日 (水)	9 時 ~ 17 時
展示期間中	11 月 4 日 (木)	9 時 ~ 17 時
	11 月 5 日 (金)	8 時 30 分 ~ 17 時
	11 月 6 日 (土)	8 時 30 分 ~ 12 時 10 分

(別紙)

医薬品医療機器等法（薬機法）未承認品の出展

出展社各位

一般社団法人日本画像医療システム工業会
展示委員会

医薬品医療機器等法（薬機法）未承認品の出展について

掲題の件、厚生労働省のご指導により、学術振興に寄与すると認められた場合に限り、下記各項を遵守して出展できることとなりました。

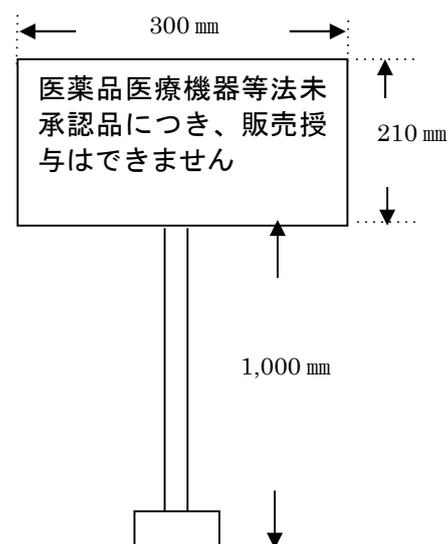
尚、違反事項があった場合は、展示委員会にて出展をお断りすることもありますので、念のため申し添えます。

記

- 1 出展希望社は学会長等に対し出展申請し、申請により学会長等は学術振興に寄与すると認めた場合に限り出展要請をされることになっています。
- 2 具体的方法として出展希望社は、添付 様式 11「出展申請書」1部及び様式 12「出展要請書」1部（輸入品は2部*）作成し、展示要項記載の期日までに展示委員会事務局へ提出して下さい。（*通関のために1部必要です。）
事務局から一括して学会長等宛出展申請し、「出展要請書」は入手次第各社へお送りします。
展示期間中は要請があれば開示してください。

「出展申請書」「出展要請書」は添付したヒナ型のとおりA4版にて作成して下さい。
尚、「出展申請書」の「別添資料」は、記入例を添付しましたので参考にして下さい。
また申請出展社の代表者名は、会社の代表者です。

- 3 出展に際しては次の各項を遵守して下さい。
 - (1) 出展物の近くにその出展物が薬機法未承認品であり、販売、授与ができないことがはっきりわかるよう表示する必要があります。
表示板は統一のため展示委員会で作成したものを買い求め頂きます。原則として右図に示すサイズとしますが、小型機器やPC等への対応のため、以下の②～④も用意しています。
 - ①原則とする表示版（右図、スタンドは付属しません）
 - ②壁掛けモニター・中型機器用（210 mm×150 mm、自立型）
 - ③卓上PC・小型機器の卓上展示用（150 mm×105 mm、自立型）
 - ④モバイルPCやタブレット用シール（66 mm×15 mm、3枚セット）表示板は未承認出品物1点毎に必要です。



- (2) 製造方法、効能効果、性能に関する標ぼうは、精密かつ客観的に行われた実験のデータ等事実に基づいたものとし、広告的表現は避け学術的表現に限る。
臨床写真のみの展示についても同様とする。（パネルによる説明文にもご注意下さい）

例えば、以下のものが考えられる。

- 1) 当該学会で発表される研究データ。
- 2) 海外の薬機法に相当する法に基づいた申請で評価されたデータ。
- 3) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター、一般財団法人日本品質保証機構等公的機関により行われた学術的データ。(大学等から提供されたデータを含む)
- 4) 論文審査機関のある学術関係専門紙に論文として掲載された研究データ。
この場合はデータの出所を明らかにするため当該雑誌名を明記する。

(3) 関連資料等の配布は行わないこと。

但し、医師等の求めに応じて研究発表論文別冊等、すでに評価を受けた学術論文を提供することは差し支えない。

(4) 学術研究の向上、発展を目的とする限り、予定される販売名を標ぼうしても差し支えない。

但し、販売名を標ぼうしたプリペイドカードや景品の配布等、学術研究の向上、発展と直接関係のない場合は認められない。

(5) 展示にあたっての注意事項

未承認品について既承認品と同様なPRを行うことは、薬機法第68条に抵触するので禁止する。
例えば次に示すような行為

- 1) マイク、テープレコーダなど拡声器(スピーカ)を用いて未承認品を紹介する行為。
- 2) 学会で発表または報告された以外のVTRなどを使用して紹介する行為。
- 3) 特殊照明などを用いて既承認品より目立つような展示の方法。
- 4) パネルの表現は技術的な内容に限る。(特長等の表現は不可)
- 5) 上記に準ずる行為。

(6) 展示終了後は、販売、授与せず、廃棄、返送等の措置をとること。

但し、一定の手続きを行った上での治験での使用等、承認品申請目的への転用、承認取得を近々予定されている場合の倉庫での保管等は、この限りでない。

- 4 申請書提出後、出展を取り止めまたは承認が降りた場合は、必ず「薬機法未承認品出展申請取下げ」をWEBから申請をお願いします。

以上

薬機法未承認品の出展について(細則)

薬機法では未承認品に関する広告宣伝行為を禁止しています。展示も広告宣伝に該当しますので、未承認品の展示はできないのが規則ですが、医学・学術研究の向上進歩や開発の促進を目的とするとき、業界自主運用基準「未承認医療用具等に関するガイドライン細則」に基づき、定められた手続きを経た場合、一定の条件の元でのみ特に出品が許可されております。

このガイドライン細則に定められている、主な条件は次のような事項です。

- 1 展示会の種類:関係分野の専門家を対象とし、学術研究の向上発展を目的とするもの
- 2 主催者:関係分野の科学者により構成され、学術研究の向上・発展を図ることを目的とする公的学会等が主催するものであること
- 3 展示方法:
 - 1 未承認品であり、販売・授与できない旨を明示すること(表示方法は統一を図ることとされています)
 - 2 製造方法、効能効果、性能に関する標ぼうは、精密かつ客観的に行われた実験のデータ等事実に基づいたもの以外を行わないこと
(広告的表現は避け学術的表現に限ることとされています)
 - 3 関連資料等の配布は原則として行わないこと。但し、医師等の求めに応じて研究発表論文等、既に評価を受けた学術論文を提供することは差し支えない。
(カタログ類は広告宣伝に該当しますので配布できません)
 - 4 学術研究の向上・発展を目的とする限り、予定されている販売名を標ぼうしても差し支えない。
(販売名を記載したプリペイドカード・景品等の配布は禁止されています)
 - 5 未承認品について既承認品と同様な広告を行わないこと。
(マイク、スピーカ等を用いた製品紹介、学会で発表・報告された以外の事柄に関する視聴覚機器による紹介、既承認品より目立つような展示の方法等は行ってはならないことになっています)

尚、一部変更の場合も未承認品の対象になりますのでご注意ください。

違反行為により問題化しますと、展示責任者である学会長・展示受託責任者である当工業会はもとより、全出展社にとっても大変不都合な結果を招きます。

お互いルールを守り展示会の発展にご協力下さい。